

令和3年(健)第11号

令和4年3月31日

## 主文

- 1 後記「事実」欄第3の3記載の原処分中、令和○年○月○日から同月○日までに係る部分を取り消す。
- 2 その余の本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金を一部支給しないとした処分の取り消しを求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

本件は、前立腺癌術後(以下「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。)が、療養のための労務不能とは認められない期間があるなどとして、傷病手当金を一部支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、a社を事業主とする適用事業所において使用される者として、資格取得日を平成○年○月○日として、保険者組合における健康保険の被保険者資格(以下「本件被保険者資格」という。)を取得していたところ、令和○年○月○日付けで、本件被保険者資格を喪失し、同日付けで、健保法による任意継続被保険者(以下、単に「任意継続被保険者」という。)の資格を取得している。そして、同日から令和○年○月○日までの期間は、前立腺癌のため、同年○月○日から

同年○月○日までの期間は、当該傷病のため、労務に服することができなかったとして、保険者組合から被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付(以下「傷病手当金の継続給付」という。)の支給を受けていた。

- 2 請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、令和○年○月○日から同月○日までの期間(以下「請求期間①」という。)について、同年○月○日(受付)、同月○日から同月○日までの期間(以下「請求期間②」という。)について、同年○月○日(受付)、保険者組合に対し、健康保険傷病手当金請求書(以下「傷手請求書」という。)を提出した。

- 3 保険者組合は、請求人に対し、令和○年○月○日付けで、請求期間①のうち、同年○月○日から同月○日までの期間(以下「減額期間」という。)については、老齢退職年金を受けているためとして傷病手当金の額を減額し、同月○日から同月○日までの期間(以下「不支給期間①」という。)については、「傷病の療養をするため仕事につくことができない状態にあったとは、認められないため。」として傷病手当金を支給せず(以下「処分①」という。)、同年○月○日付けで、同年○月○日から同月○日までの期間(以下「不支給期間②」という。)については、「資格喪失後の継続給付要件を満たさないため。」として傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「処分②」といい、処分①と併せて「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第4 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項において、被保険者が療養のため労務に服することができないと

きは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されている。

- そして、傷病手当金の継続給付については、健保法第104条において、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者であって、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができると規定されている
- 2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第3の3記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件における問題点は、上記1の関係法令の規定に照らして、原処分が適法に行われたものといえるかどうかということである。

## 第2 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ち

に労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

- (2) 請求人に係る診療報酬明細書によれば、請求人は、a病院において、令和○年○月○日に当該傷病により診療を開始し、腫瘍マーカー検査等を受け、同年○月○日にも同検査を受けるとともに傷病手当金意見書交付を受けていることが認められる。また、b病院において、令和○年○月○日に前立腺癌による診療を開始していることが認められる。一方、A医師回答書によれば、A医師は、請求期間①については、尿漏れが頻回で、起立性低血圧があったことに加え、業務不可及及び背部痛の本人の訴えが強かったことから、安静が必要であるとの医学的判断によって労務不能としていることが認められる。請求期間②については、令和○年○月○日の採血結果、同月○日のCT結果において粗大な異常所見を認めなかったこと、同年○月○日の受診において症状の改善を認めたことから、同月○日からの就労を可能としていることが認められる。

そうすると、不支給期間①（令和○年○月○日から同月○日まで）については、A医師が傷手請求書において、背部痛などの症状により体調不良であるとして労務不能期間とし、A医師回答書においても医学的な判断に基づく労務不能としており、他に同医師の判断を覆すに足る資料はないのであるから、不支給期間①は当該傷病の療養のための労務不能であったと認められるから、処分①については、請求人に対して減額期間と同様の傷病手当金を支給するのが相当である。一方、不支給期間②（同年○月○日から同月○日まで）については、B医師が傷手請求書において労務不能期間としているものの、同医師の診療は同年○月○日に

開始されているところ、同年○月から診療し治療の経過を把握しているA医師回答書においては、同年○月○日から請求人は就労可能であったとされているので、不支給期間②は当該傷病の療養のための労務不能であった期間と認めることができないから、請求人に対して傷病手当金を支給しないとした処分②は結果として相当である。

- (3) 以上のことから、原処分中、令和○年○月○日から同月○日までに係る部分は失当であるから取り消すべきであるが、その余についての本件再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。